

# 北海道野球連盟役員の定年に関する内規

## (総 則)

**第1条** この内規は、北海道野球連盟規約第20条第4項に基づき定めるものである。

## (役員の定年に関する事項について、役員の定年制の導入)

**第2条** 本連盟の役員（理事及び監事）は、年齢が満70歳で定年とする。

## (役員の定年に関する事項について、役員就任時等年令)

**第3条** 本連盟の役員（理事及び監事）は就任時において、その年齢が満70歳未満とする。

## (役員の定年に関する事項について、役員就任中に定年に達した場合)

**第4条** 本連盟の役員（理事及び監事）は任期期間中において満70歳に達した場合であつても、その任期期間は役員として在任するものとする。

## (役員の定年に関する事項について、本内規の改廃等について)

**第5条** この内規の改廃については、理事会において承認を受けるものとする。

## (付 則)

この内規は、平成5年2月27日から実施する。